

田辺周辺広域市町村圏組合紀南文化会館設置及び管理条例

制定 昭和57年12月1日 条例第3号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)(以下「法」という)第244条の規定に基づき、紀南文化会館(和歌山県で設置する部分を除く)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 紀南文化会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 紀南文化会館

位置 田辺市新屋敷町1番地

(管理)

第3条 この施設の管理運営に関する事務は、法第252条の14の規定に基づいて田辺市に委託する。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。